



栃木県公報

平成30(2018)年
10月25日(木)
号 外
第 52 号

目 次

選挙管理委員会

- 栃木県議会議員（下野市選挙区）の補欠選挙を行うべき事由が生じた旨…………… 1
- 直接請求等のための署名の禁止…………… 1

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、次のとおり栃木県議会議員の補欠選挙を行うべき事由が生じた。

平成30（2018）年10月25日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫

- 1 事由発生年月日 平成30（2018）年10月19日
- 2 選挙区 下野市選挙区
- 3 事由 議員の死亡（下野市選挙区における欠員1名）

栃木県選挙管理委員会告示第33号

下野市の区域において栃木県議会議員の補欠選挙が行われることとなったため、平成30（2018）年10月26日から当該選挙の期日までの間、当該選挙の行われる区域においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求、解職の請求又は合併協議会設置の請求のための署名を求めることができなくなるのでこれを告示する。

平成30（2018）年10月25日

栃木県選挙管理委員会委員長 小 林 恒 夫